

日本からフランスへの渡航者に対する新たな入国条件(陰性証明書について)

12月3日、在日フランス大使館は、日本からフランスへの渡航者に対する新たな入国条件を発表しましたので、お知らせいたします。

●在日フランス大使館ホームページ

(日本からフランスへの渡航者に対する新たな入国条件)

<https://jp.ambafrance.org/article17346>

上記ホームページによると、日本からフランスへ渡航する12歳以上のすべての旅行渡航者は2021年12月4日(土)午前0時(フランス時間)より、ワクチン接種の有無にかかわらず、出発前48時間以内に実施したPCR検査または抗原検査の陰性証明と、到着時に新型コロナウイルス(SARS-CoV-2)検出検査を受けることを認める宣誓書を携行しなければならないとされています。

フランスへの渡航を検討されている方は、フランス政府機関や、ご利用予定の航空会社等から、最新の情報を入手するとともに、不明な点がある場合には在日フランス大使館やご利用予定の航空会社にお問い合わせ下さい。

【フランス政府機関】

●在日フランス大使館

<https://jp.ambafrance.org/-Japonais->

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ストラスブール日本国総領事館

代表番号:03-8852-8500

(フランス国外からは(+33)3-8852-8500)

メール: consulaire-cgj@s6.mofa.go.jp (領事班専用)

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きをしてください。

(変更)<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止)<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を電子届出システム（ORR ネット）から提出した方で帰国又は当館管轄外に移転した方は、以下の URL で帰国又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>